

小規模多機能型居宅介護「やしろ」 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について（契約書第18条参照）	5
7. 運営推進会議の設置	5
8. 協力医療機関、バックアップ施設	6
9. 非常災害時の対応	6
10. 緊急時、事故発生時の対応及び損害賠償	6
11. 個人情報保護の利用目的について	6
12. サービス利用にあたっての留意事項	7

1 事業者

- (1) 法人名　社会福祉法人 みのり福祉会
(2) 法人所在地　鳥取県倉吉市福守町448番地1
(3) 電話番号　0858-29-5800
(4) 代表者氏名　理事長　村田　速実
(5) 設立年月日　昭和41年6月30日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類　指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成22年5月1日指定　倉吉市3190300024号
(2) 事業所の目的　住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が
自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、
通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合
わせてサービスを提供します。
(3) 事業所の名称　小規模多機能型居宅介護事業所 やしろ
(4) 事業所の所在地　鳥取県倉吉市西福守町和田々658

- (5) 電 話 番 号 0858-29-5088
- (6) 管理者氏名 児玉 和也
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成22年5月1日
- (9) 登 録 定 員 29名(通いサービス 定員18名、宿泊サービス 定員9名)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室はすべて個室です。

◇居室・設備の種類◇

宿泊室(個室)・・・9室	フローリング(ベッドと寝具は備え付け)
居 間	・・・1か所
食 堂	・・・1か所
台 所	・・・1か所
浴 室	・・・1か所(一般浴槽と特殊浴槽があります)
トイレ	・・・男性用2か所 女性用2か所
消防設備	・・・火災通報装置 自動火災報知設備 消火器具(3基) 誘導灯

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉吉市 社地区・高城地区
- (2) 営業日及び営業時間 営業日・・・年中無休
通いサービス・・・8:30~17:30
訪問サービス・・・24時間 隨時
宿泊サービス・・・17:30~8:30

*受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者	1名	0名	1名	事業内容調整
2. 介護支援専門員	1名	0名	1名	サービスの調整・相談業務
3. 看護職員	1名	0名	1名	健康チェック等の医療業務
4. 介護職員	7名	6名	10.6名	日常生活の介護・相談業務

*常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間 8:30～17:30
2. 介護支援専門員	勤務時間 8:30～17:30
3. 看護職員 介護職員	主な勤務時間 8:30～17:30 早番の勤務時間 7:00～16:00 遅番の勤務時間 9:00～18:00・10:00～19:00 夜勤の勤務時間 17:30～翌8:30 ※ 利用者の状況に対応した勤務時間を設定しています。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割の金額となります。[ア～ウ]のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。（(5) 参照）。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ① 食事
 - ・食事の提供及び食事の介助をします。
 - ・調理場で利用者が調理することができます。
 - ・食事サービスの利用は任意です。
- ② 入浴
 - ・入浴または清拭を行います。
 - ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
 - ・入浴サービスの利用は任意です。
- ③ 排泄
 - ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑤ 健康チェック
 - ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑥ 送迎サービス
 - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② ご契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

6. 苦情・相談・要望の受付について（契約書第18条参照）

（1）当事業所における苦情・相談・要望の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談受付窓口 (担当者) 村本 優子 (介護支援専門員)

○受付時間 毎日 8:30~17:30

○苦情解決責任者 児玉 和也 (管理者)

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

苦情を法人第三者委員に申し立てすることもできます。

○第三者委員 佐々木 一美 住所: 倉吉市西倉吉町21番地9

TEL (0858) 28-1616

陶山 英雄 住所: 倉吉市福守町285番地8

TEL (0858) 28-3007

（2）行政機関その他苦情受付機関

倉吉市役所 長寿社会課	倉吉市葵町722 TEL 0858-22-7851
鳥取県国民健康保険団体連合会	鳥取市立川町6丁目176 東部総合事務所5階 TEL 0857-20-3680
鳥取県社会福祉協議会	鳥取市伏野1729-5 TEL 0857-59-6331

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構 成: 利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する方等

開 催: 隔月で開催

会議録: 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞

医療法人社団 大石医院 ・・・・・・ 倉吉市西倉吉町22-10 Tel 28-1100

特別養護老人ホーム 倉吉スターロイヤル ・・・ 倉吉市福守町433 Tel 28-6318

ちか歯科クリニック ・・・・・・ 倉吉市西福守町592-1 Tel 28-1234

9 非常災害時の対応

＜火災発生時の対応＞

非常火災時には、別途定める消防計画にそって対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

＜消防用設備＞

・自動火災報知機 ・・ 非常通報装置 ・・ 誘導灯 ・・ 消火器

＜地震、大水等災害発生時の対応＞

非常災害時対応マニュアルにそって対応を行います。また、倉吉市の地域防災計画にそっても対応を行います。

10 緊急時、事故発生時の対応及び損害賠償

- 契約者の容態に変化等があった場合は、かかりつけの病院等に搬送あるいは救急車を手配する等、必要な措置を行うと同時に、家族の方へ速やかに連絡いたします。
- 契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族の方及び関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11 個人情報保護の利用目的について

当事業所では、契約者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、個々に利用目的を特定します。あらかじめ契約者本人・家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

＜契約者への介護サービスの提供に必要な利用目的＞

ア 当事業所内部での利用目的

- ① 当事業所が契約者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる当事業所の管理運営のうち次のもの
・会計 ・・ 経理 ・・ 事故等の報告

イ 他の介護事業所への情報提供を伴う利用目的

- ① 当事業所が契約者等に提供する介護サービスのうち
 - ・契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携、照会への回答
 - ・契約者の診察等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払機関へのレセプト提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

＜上記以外の利用目的＞

ア 当事業所内部での利用にかかる利用目的

- ① 当事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持、改善の基本資料
 - ・当事業所内において行われる学生等への実習の協力
 - ・当事業所において行われる事例研究

イ 他の事業者等への情報提供にかかる利用目的

- ① 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

1.2 サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動、営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの料金変更について本書面に基づき重要事項の説明を行いました

小規模多機能型居宅介護事業所 やしろ

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

〒
(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

〒
(利用者代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印

〒
(身元引受人) 住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) 印

別紙1

利用料金について（料金の内容については、利用料金表をご参照ください。）

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）。

- ☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
 - 登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
 - 登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定をうけていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（下記（2）ア及びイ参照）。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算（1日につき）

【初期加算】 小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

ウ 加算（1月につき）

【認知症加算（III）】 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方（日常生活自立度 ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方）は、下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

【認知症加算（IV）】 要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方（日常生活自立度のランクⅡに該当する方）は、下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

【看護職員配置加算（I）】 専ら当事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置している場合、下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

【看護職員配置加算（II）】 専ら当事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置している場合、下記のとおり加算分の自己負担が必要となります

【介護職員処遇改善加算（II）】 介護職員の賃金改善に関する計画の策定、賃金改善の実施、介護職員処遇改善計画の介護職員への周知と倉吉市届出、倉吉市実績報告書等、適合する基準の度合いにより算定いたします。

【サービス提供体制強化加算（III）】 小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上である場合、下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

【総合マネジメント体制強化加算I】 当事業所は、次に掲げる基準に適合しておりますので、総合マネジメント体制強化加算Iを算定いたします。

- ・利用者の心身の状況又はその家族を取り巻く環境の変化に応じ、隨時、介護支援専門員看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画）の見直しを行っていること。
- ・利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。
- ・日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- ・必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
- ・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。

【中山間地域等における小規模事業所加算】当事業所は、厚生労働大臣が定める豪雪地帯に該当しておりますので、中山間地域等における小規模事業所加算を算定いたします。

【科学的介護推進体制加算】

当事業所は、次に掲げる基準に適合しておりますので、科学的介護推進体制加算を算定いたします。

(1) ご利用者様ごとにADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他のご利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、(1)に規定する情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

【短期利用居宅介護】

当事業所は、次の場合において、当事業所に登録のない利用者に対し、短期利用居宅介護を提供します。

1. 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が、緊急に利用することが必要と認めること。
2. 当事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能居宅介護の提供に支障がないと認めること。
3. 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
4. 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります

＜サービスの概要と利用料金＞

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 300円 昼食 500円 夕食 500円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊：2000円

ウ レクレーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクレーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

エ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 30円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と事由について事前にご説明いたします。

(4) 利用料金のお支払方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 銀行振り込み
- ③ 自動口座引き落とし

鳥取銀行、山陰合同銀行、JA

【銀行振り込みの場合】

鳥取信用金庫 倉吉支店 普通預金 口座番号 0323436
(名義) 社会福祉法人みのり福祉会 理事長 村田速実

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

- ☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- ☆ 5.(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。
- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（6）小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。